

## 商慣行是正に向けた当組合の行動指針

### I.概要

LPガス業界において長年にわたり問題とされてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るべく、液化石油ガス法に基づく規制が導入されることを受けて、個々のLPガス販売事業者は、それぞれがこれを重く受け止め、取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針を策定の上、これを公表することにより、対外的に公約として、LPガスが引き続き顧客から選択されるエネルギーであるために尽力していくものである。

そこで当組合は、保安機関としての業務が9割以上を占め、営業的販売に直接的関係はないものの、組合員と協力しながら業界全体の商慣行是正の一翼を担うべく、行動指針を策定するものである。

### II.宣言

- ① 協同組合宇都宮エルピーガス保安センター（以下当保安センター）は、LPガスに関連するあらゆる法令を遵守し、率先垂範して商慣行是正に取り組むことを宣言する。
- ② 当保安センターは法令やガイドラインを遵守するとともに、率先して商慣行見直しに取り組み、LPガス業界全体が一般消費者に支持されるエネルギーとなるよう願い、地域社会全体への啓蒙活動に邁進する。
- ③ 当保安センターは2024年4月2日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」の改正省令の基準適合に向けて、取引の適正化及び料金の透明化を図るとともに、事業活動を通じた地域社会の発展に寄与するためのあらゆる活動を行っていく

### III.取組内容

- ① 栃木県L Pガス協会宇都宮支部（以下宇都宮支部）と協力しながら、支部会員並びに当保安センター組合員に法令改正や業界としての取り組みに新たな事由が発生した場合は、速やかに啓蒙活動を行い、その内容を組織全体に浸透させる。
- ② 関係法令等に何かしらの不都合や問題点が浮かび上がってくることも予想される。その問題点や不都合を宇都宮支部と協力しながら支部会員や組合員などの販売事業者から適宜吸い上げ、関係省庁にパブリックコメントなどを通して随時具申していくものである。
- ③ L Pガス消費者相談所機能を生かし、一般消費者等からの相談や通報に真摯に答え、是正措置が必要と思われる事案については所管行政官庁などの窓口を紹介する、あるいは当保安センターでヒアリングのうえ報告を適宜実施する。
- ④ 各種取組を実行していくにあっては、職員全体の知識習得が肝要である。  
職員には適宜保安教育と合わせて関係法令の必要事項についての教育・講習を定期的実施する。